

会議の名称	総務委員会 協 議 員 会	開催月日・令和2年5月27日 開会時間・午前・午後11時27分 閉会時間・午前・午後 1時18分
出席者	栗津 明 毛利 廣次 後藤 國弘 堀 隆和 糟谷 玲子 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー	議長 山田 紘治 副議長 豊島 保夫	
傍聴者	南谷清司 柴田喜朗 原一郎 川柳雅裕 安井智子 野口佳宏 南谷佳寛 藤川貴雄 花村隆 星野明 NHK記者 中日新聞記者 岐阜新聞記者 毎日新聞記者 読売新聞記者 市民30人	
説明のために出席した者	成原副市長 國枝市長室長 橋本総務部長 宮川企画部長 渡邊秘書広報課長 豊田管財課長 鈴木管財課主幹 上田管財課長補佐 入山新庁舎建設推進課長 稲葉新庁舎建設推進課長 林財務課長 田島財務課長補佐	
協議事項	1 付託案件の審査 議第45号 工事請負契約の変更について 議第46号 工事請負契約の変更について 議第47号 工事請負契約の変更について	

【開会=午前 11 時 27 分】

粟津委員長

ただいまから総務委員会を開催いたします。本日の委員会に議員のほか、傍聴の申し出があります。これを許可したいと思います。よろしく願いをいたします。本日の委員会に報道関係から傍聴及び撮影の申し出があります。委員長においてこれを許可したいと思います。よろしく願いをいたします。本日の議事日程はお手元に配付した通りであります。本委員会に付託されました議案についてはすでに説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前にお願いをしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。また、執行部におかれましては、発言する前に挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いをいたします。

最初に議第 45 号工事請負契約の変更についてを議題にいたします。質疑を行います。質疑のあるかたはご発言をお願いいたします。

毛利委員

議案書 2 ページ、議第 45 号工事請負契約の変更について、電気設備のことで、90 日間の工事延伸と聞いていますが、当初の契約期間は何月何日から何月何日までで今回変更は何月何日から 90 日間の延伸で何月何日までの契約になったのか教えてください。

新庁舎建設推進課長

お答えいたします。まず、お手元に配付させていただきます羽島市新庁舎建設工事契約概要の方をご参照いただきながらお答えさせていただきます。電気設備につきましては、工事期間変更前は令和元年 10 月 22 日から令和 3 年 4 月 13 日までを工期とした契約内容でございました。こちらが令和元年 10 月 22 日から令和 3 年 7 月 12 日までの 90 日間の延長となります。以上です。

後藤委員

それでは私からは議第 45 号、工事請負契約変更についてお尋ねしたいと思います。これは電気設備の工事契約の変更であります。今回、この 374 万円の増額について、これの積算根拠をお示しくください。

新庁舎建設推進課長

お答えいたします。本件の増加額に伴う共通費の算定においては、国土交通省が示す公共建築工事共通費算出基準に定める算定式により直接工事費、純工事費及び工期を変数として定量的、機械的に算定する方法であるため、全国公共建築工事での統一基準であり、一律の結果が得られるものとして算定をさせ

後藤委員	<p>ていただいた金額でございます。以上です。</p> <p>この契約変更については5月13日臨時議会でも同じ内容の工事計画の変更が議案となっております。工事契約については本体工事と違いまして付帯工事でありますことから、この付帯工事が与える本体工事への影響についてお尋ねいたします。</p>
新庁舎建設推進課長	<p>お答えいたします。付帯工事が与える本体工事への影響につきましては、6月定例会への上程だけではなく、再度臨時会に上程した理由といたしまして、現在、締結中の仮契約については、これまで市と受注者側との協議の中で合理性を持ってお互いが了承した中で締結したものであり、すでに資材の発注や作業員の確保、下請け業者との連絡など、ある程度の準備作業が進んでおります。主として6月定例会への持ち越しにより、これ以上の時間が経過した場合、いったん契約書を廃棄せざるを得ない可能性もあり、その場合には市と受注者との信頼関係を損失するとともに、下請け業者を含めた再度の調整事務手続きが発生すれば、さらなる工期延長、費用の発生に結びつく恐れがあります。こうしたリスクを少しでも回避するためにできる限り早いタイミングで契約金額、工期を明確にし、工事を速やか、かつスムーズに進めていくための環境を整えたいというのが今回このような形で上程した理由でございますことから、付帯工事が予定していた工期よりも大幅に遅れることになれば必然的に建築本体へも影響し、さらなる建築本体工事の延長は共通費の大幅な増加につながりかねないと考えております。以上です。</p>
糟谷委員	<p>議第45号についてお聞きいたします。今回、この電気工事関係で374万円の増額の金額になっておりますけれども、これは減額の余地はあるのか、それをお聞かせください。</p>
新庁舎建設推進課長	<p>お答えいたします。先ほどもご説明をさせていただいた事柄でございますが、国土交通省が示す公共建築工事共通費積算基準において定める算定式により定量的、機械的に算定したものでございますことから共通費の増額、または減額の余地というものはないというふうに考えております。以上です。</p>
糟谷委員	<p>説明の中で契約が長引けば費用の増額もあり得るとのことですけれども、この電気工事が1カ月延長となった場合の影響額はどのくらいになるのかお聞かせください。</p>

新庁舎建設推進課長	お答えいたします。1カ月延長となった場合の影響額につきまして電気設備におきましては約100万円ほどの増額が見込まれるというところでございます。以上です。
堀委員	工事請負契約の変更についての質問といたします。まず、今回の臨時議会を開催してまで議案をなぜ提出されたのか、5月14日の新聞記事で、担当者は、直ちに全体の工期が遅れることはないと説明されております。どういうことか、お答えください。
新庁舎建設推進課長	お答えいたします。6月定例会の上程ではなく、再度臨時会に上程した理由といたしましては、現在締結中の仮契約については、これまで市と受注者との協議の中で合理性を持ってお互いが了承した中で締結したものであり、すでに資材の発注や作業員の確保、下請け業者との連絡等、ある程度の準備作業が進んでおります。市として6月定例会への持ち越し、これ以上の時間の経過によりいったん契約書を廃棄せざるを得ない可能性もあり、その場合には市と受注者との信頼関係を損失するとともに、下請け業者を含めた再度の調整事務手続きが発生すれば、さらなる工期延長費用の発生に結びつく恐れがございます。こうしたリスクを少しでも回避するためにできる限り早いタイミングで契約金額、工期を明確にし、工事を速やか、かつスムーズに進めていくための環境を整えたいというのが今回のこのような形で上程した理由でございます。以上です。
堀委員	今の答弁の中で仮契約書を破棄せざるを得ない可能性もあるという答弁がされました。仮契約書の期限というのは、私はあると思いますが、いつまでにといい、それについてお答えください。
新庁舎建設推進課長	お答えいたします。仮契約書の期限に関して、設定はございません。以上です。
堀委員	それでは設定がないのであれば、ある程度工事関係者と、この時期、コロナで対応しなければいけない時期、5月13日というとその最中であつたと思います。そのような時期にこの議案を出してみえました。そんなところで今の期限を設定されていないということですので、どうして工事関係者とそのような折衝をされなかったのかお聞きいたします。
副市長	この件に関しましては、本会議場でもお答えしたことに関連

するわけでございますが、契約内容の中でも90日から144日という工期の変更は極めて重要な事項でございます。このような契約にかかわります重要な基本的事項については双方の協議が整い次第、羽島市工事請負契約事務処理要綱第8条の規定による変更契約を締結していくということが求められる性質のものでございます。以上でございます。

堀委員

続いて、先ほどの議会の中でも、答弁のありましたことですが、現在は電気、機械は5パーセントの進捗率で、地中熱は40パーセント、そして来年につきましては、3月の時点で電気は24パーセント、機械は30パーセント、地中熱は54パーセントという答弁をいただいたと思います。ちょっとそこらあたり聞き間違いであったらまたご指摘をお願いします。よって、この金額、今配られました資料によりますと、電気設備は、5億5187万円に対して374万円というのは1パーセントにも満たない0.6パーセント、7パーセント、1パーセントにも満たない金額であります。そして、進捗率からしまして、今の時期にこのように臨時会を2回、臨時会に上程、5月13日にされました。それで今日の27日、2回も臨時会でやられるという、そういう根拠は私はないと思います。それで、金額も1パーセントにも行っていない、そして、今言いましたように、まだ進捗率もそれほど進んでいない。このような時期になぜ工事関係者と6月議会なら6月議会で、しっかり審議できる時間はあると思います。だからこのような臨時会になぜ2度もこのように上程されてくるのかということについてお尋ねをいたします。

副市長

お手元に配付しました工事契約概要の表のとおり工期の変更というのは重大な契約関係の要素ですよということをご認識いただきたいと思います。その基礎となるフレームを固めて、そして年度別の事業計画を立てていくのが通常の工事の進め方です。支払いが何パーセントであるとか、支払いが最終年度に完成払いで済めばいいじゃないとか、そういう議論を今提案している議案で申し上げているわけではございません。本体工事の工期と同一の工期に調整、整合性を図らなきゃいけないということはもう前々からわかっていたことでございます。しかしながら本会議場でもご説明いたしましたように、この庁舎は非常に耐震性の弱い庁舎でございますので、本体がどれほどでも短縮して工事ができないかということも検討をしながら、また地中熱の補助事業の年度割の調整もしながら進めてきた結果、4月に入って、工事関係者の方から請求があり、

私どもの方も内容を精査して、この工期の変更ということで調整しないといけないという話がまとまったわけで、それを上程しているわけでございまして、それに伴う間接経費はこれだけ必要になってきますから昨年の10月に契約の議決をいただいた当初契約額がそれぞれございます。全て議会に諮るべき議案に相当しますから、工期を調整することによって間接経費がこれだけ、3本で900万円上がってきますと、それについて各契約ごとに議案として今回、それから前回は上程しているわけでございまして、こういう臨時会で処理するという事は、答弁いたしましたように、先ほども、9件ございます。委員会付託省略で全て処理をしていただいております。これが異例の出し方ではございません。内容的にもそんなに複雑な内容ではございません。そういう意味でご提案申し上げているわけでございまして、基本的な工事のフレームをまず固めないで、関係当事者は大変その計画が立てにくいわけでございます。そのようなところをご理解いただきたいと思っております。

堀委員

それでは新聞記事ですが、5月13日の臨時会の明くる日の5月14日の新聞記事に、松井市長は取材に対し、一度否決された議案を同じ内容で次の議会に上程することはないというように言い切ってみえます。今副市長さんが言われましたが、このようなことを言い切ってみえますので、そのところが私は整合性というか、わからないところでございます。そこについてお答えをください。

副市長

ただいまの堀議員さんのご質問につきましては、次のようにお答えいたします。羽島市としては、合理性を欠く今回の否決につきまして、地方自治法に基づく議案の再議など、法的措置を含む様々な対策を検討してまいりました。その時点では論理性を欠く再上程は考慮しておりませんでした。しかしながら受注者からの心配される意見や市議会自民清和会からの要望を踏まえて、早急な議案の再上程というものを決断したというところが本音でございます。

堀委員

そのように審議されたかと思っておりますが、5月13日の臨時議会について、そして、これまで20年間の間に9件そのようなものが上程されたものがあるという話でございます。そして全てが通っているということではありますが、このように5月14日の新聞記事で工期は遅れることはないとか、一度否決された議案を同じ内容で次の議会に上程することはないとかいうようなことを言っておみえです、そのあと審議されたということ

副市長	<p>ですが、ここらあたりについて、それだけ言い切っていますので、私は何らかのそれなりの理由を市民の皆さん、新聞社見てみえます。そういう点について、市民の皆さんが理解できるような、対応をお願いしたいと思っておりますがいかがですか。</p> <p>前回否決された直後の担当職員のコメントが新聞に確かに掲載されておりました。そのときの担当職員の気持ちとしては、何があっても全体工期の中で収めたいという気持ちが十分ございまして、そういう気持ちが表れた意味での発言だったと思います。そういうことをご理解をいただきたいと思ひますし、再度の臨時会で上程したということにつきましては、先ほど来申し上げていますように、発注者、受注者双方で合意に達している仮契約というものを速やかに実現していくというのが契約関係上の道理でございまして、それが2カ月以上も遅れてしまうということは、その間にこのような社会経済情勢、非常に変わりやすい状況の中にありますので、安定的な事務を進めていくためにも、早期の契約が必要だということから再議というやり方でなくして、再度の臨時会の招集ということで、同じ議案の提案をさせていただいたということでございます。ぜひともご理解いただきたいと思ひます。</p>
堀委員	<p>今の答弁、納得するまでには至りませんが、ある情報によりますと、新型コロナウイルス感染拡大前と拡大後ではコンクリート価格が3パーセント下落していると言われております。他の機材についても、同様に下落しているというような情報をいただきました。一方、今回上程されている増加金額というのは、先ほどの答弁にありましたように、国交省の統一基準、全国同じ基準だという話でございます。東京も羽島も同じという基準だと思ひます。この増加金額をこのように決定に至った経緯についてお答えください。</p>
新庁舎建設推進課長	<p>お答えいたします。今回の変更契約に伴う増額につきましては、工事目的物をつくるために直接必要となるコンクリート等の材料費等の直接工事費の増額ではなく、間接的に工事に必要となる費用である共通費の増額でございます。本件の増額に伴う共通費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の算定におきましては、国土交通省が示す公共建築工事共通費積算基準で定める算定式により直接工事費、純工事費及び工期を変数として定量的、機械的に算定する方法であるため、全国の公共建築工事での統一基準であり、一律の結果が得られるものでございます。そのため、共通費の増額または減額の余地がないという</p>

堀委員	<p>ところも含めまして、また、工事価格とは直接工事費と共通費を合算したものであり、地域特性を考慮した積算とするため、直接工事費の算定において、地域別価格が掲載された物価資料の採用を基本とし、工事費積算に反映いたしております。以上です。</p> <p>今の工事費につきましては、約款の第25条に規定があります。少し読みますと、発注者または受注者は工期内で請負契約締結の日から12カ月を経過した後に賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不相当となった場合については、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる、その目安としまして、2項に変動前の工事代金額の1000分の15を超える額についてと、これは1.5パーセントだと思えます。今言いましたようにコンクリートの価格については3パーセントという情報を得ております。そんな意味で、できましたら、そこらあたりのことを十分承知しておいて、そのような対応をしていただきたいと思います。これは要望でございます。</p>
粟津委員長	<p>その他ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
粟津委員長	<p>それではここで暫時休憩をいたします。再開は1時からいたします。</p> <p style="text-align: right;">【休憩 = 午前11時53分】</p>
粟津委員長	<p style="text-align: right;">【再開 = 午後1時00分】</p> <p>休憩前に引き続き総務委員会を開きます。 討論を行います。議第45号について討論のあるかたはご発言願います。</p>
後藤委員	<p>議第45号工事請負契約の変更について賛成討論をいたします。本議案は、提出理由、経緯、金額については適切な工事請負契約の変更であると言えます。また、5月13日に提出された議案でもあります。この間20日以上調査研究がなされてまいりました。当委員会にも付託され、審議は十分と考えます。今後の新庁舎建設においても影響を与えかねない重要な案件であります。いたずらに審議を持ち越すことで、新庁舎建設の障害にならないよう、これらの議案に対して賛成いたします。</p>

粟津委員長	<p>その他討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>( 討論なし )</p>
粟津委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 4 5 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なし )</p>
粟津委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 4 5 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に議第 4 6 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p>
糟谷委員	<p>先ほど工期が遅れることによって費用の増額があるということで電気設備が約 1 0 0 万円ほどになるのではないかというお話ございましたけれども、機械設備の方はどのくらい影響額になるとお考えかお聞かせください。</p>
新庁舎建設推進課長	<p>お答えいたします。機械設備につきましては約 1 2 0 万円ほど影響が出ると考えております。以上です。</p>
粟津委員長	<p>その他ございませんか。</p> <p>( 質疑なし )</p>
粟津委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて、討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。</p>
後藤委員	<p>それでは議第 4 6 号工事請負契約の変更について賛成討論を行います。これも先ほどと同様、提出理由、経緯、金額については適切な工事請負契約の変更であると言えます。また、5 月 1 3 日に提出された議案でもあります。この間 2 0 日以上調査研究がなされ、また当委員会にも付託され、審議を十分と考えております。今後の新庁舎建設においても影響を与えかねない重要な案件であります。いたずらに審議を持ち越すことで、新庁舎建設の障害にならないよう、これらの議案に対して賛成をいたします。</p>

粟津委員長	<p>その他討論のあるかたはご発言願います。</p> <p>( 討論なし )</p>
粟津委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第 4 6 号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>( 異議なし )</p>
粟津委員長	<p>ご異議なしと認め、議第 4 6 号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議第 4 7 号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のあるかたはご発言願います。</p>
糟谷委員	<p>電気設備が約 1 0 0 万近く、機械設備が約 1 2 0 万円影響ということで、地中熱設備の方は契約が長引けばどのぐらいの影響があるのか影響額をお知らせください。さらに、この延長となった場合、本体建設工事にも影響が出る可能性もあると思えますけれどもその影響額もお聞かせください。</p>
新庁舎建設推進課長	<p>お答えいたします。地中熱設備工事におきましては約 2 2 万円の増額が見込まれるものでございます。さらに、本体建築工事におきましては 7 月 1 2 日までの工期が仮に 1 カ月間延長された場合の可能性でございますが、その影響額は約 5 5 0 万円ほどになると見込まれております。以上です。</p>
毛利委員	<p>地中熱設備は 1 4 4 日間の工事の延伸と聞いております。当初の契約期間は何月何日から何月何日で、今回の変更は何月何日から 1 4 4 日間の延伸で何月何日までの契約になりましたが教えてください。</p>
新庁舎建設推進課長	<p>お答えいたします。先ほどお配りいたしました新庁舎建設工事契約概要をご覧ください。地中熱設備におきましては工事期間変更前が 期工事といたしまして令和元年 1 0 月 2 2 日から令和 2 年 3 月 1 9 日まで。 期工事としましては令和 2 年 5 月 2 5 日から令和 3 年 2 月 1 8 日までといたしておりました。今回、 期工事はすでに事業が完了いたしておりますので、 期工事の変更になりますが、5 月 2 5 日から令和 3 年 7 月 1 2 日までとし、2 月 1 8 日から 1 4 4 日を伸ばした日数となっております。以上でございます。</p>

堀委員	<p>私の午前中での質問で、契約書の期限はありますかという質問に対して、期限はないというようなご答弁だったと思います。この件につきましても、そうであれば6月議会でもというようなことを思っておるわけですが、今後このようなことがないように新庁舎建設特別委員会というものもあります、そこで審議したいと思っています。この点について新庁舎特別委員会等を開催して、十分説明していただけなかったという点について、</p> <p>(「新庁舎建設特別委員会は議会でしょ、開催するのは」と呼ぶものあり。)</p>
堀委員	<p>でしたら、そのような場でぜひお願いしたいと思っていますのでお願いします。</p>
近藤委員	<p>私の方から事務方の方に昨日ですね5点ほど質問項目を出させていただきましたが、すでに質問も終わっている部分もありますので、今一度否決されると請負業者と市の関係に悪影響が出るということで何回も説明して、答弁いただきました。再度、もう少しわかりやすくその悪影響について再度ご説明をお願いします。</p>
新庁舎建設推進課長	<p>お答えいたします。前回5月13日における議会での否決を受けまして、市といたしまして受注者側にご意見を伺っているところでございます。お伺いしたご意見としては、まず第一に、否決されたことに大変驚いているというところでございます。本体建築工事の工期に合わせた工期延長やそのことに伴い、当然必要となるべく、共通費の増額についてさえお認めいただけないことに対し、今後、工事を進めていく上でどうなるのかといった不安や市に対する不信感を感じたというものでございます。また、工事を進めていく上での影響につきましてお伺いしたところ、受注者側における業務負担の増加として下請け業者との調整、作業員の手配、資材の発注時期など、これらの事項において改めてやり直す可能性が生じてくるということでございます。さらに、これらの事項がうまく調整できなければ、当然、工期の延長や資材調達費の増加、工期延長に伴う共通費のさらなる増加など、様々な影響をもたらす懸念があるというご意見でございました。以上でございます。</p>
近藤委員	<p>議会で否決されたということですけども、私は否決した当事</p>



を双方協議して決めないといけない。昨年の10月の時点から、もともとの契約締結時点からわかっていた調整事項でございます。これについて、本体工事の方をできるだけ縮小して、危ない庁舎からいち早く、一刻も早い時期に引越しできないかということ議論したのも当然でございます。そういうこともあって、その工期を合わせるという調整事務に若干時間はかかりましたけれども、この4月に合意に至ったということでございますので、この合意に至った工期という本当に基本的な事項の変更契約でございます。それに従って間接経費が増額してきたということで、議会の議決を経なければならない事案になったという結果でございますので、この契約事項の本当に基本的な事項を決めて各事業者が全体工期の中で、どう事業を割り振っていくかということは彼らにとって非常に重要な事項なんです。それを早く決めてあげないと、それを終了間際でそれを変更すればいいじゃないかという性格のものではございません。ただ、近藤委員がおっしゃっている通りに契約変更というものを完成の間近にやる事例だってあるだろうと。これはございます。物価の上昇とか、資材の上昇とか、経済状況の変動とか、そういうものによって経済条項と申しまして、それは完成間近に変更契約を締結するという事案は確かにございますが、今回は基本的なフレームの工期の問題でございますので、そういうことでぜひとも5月中にお願いしたいということを申し上げて、再度お願いしたわけでございます。以上でございます。

近藤委員

お話を聞いていると、そういう部分あるかなと思いますけれども、臨時会の開催の目的をお聞きしますけれども、我々長くやっていますけれども、過去にも何回か臨時会ありましたけれども、例えば役員改選のときの臨時会と、それから去年ですと入札のとき、再入札、そういったことで、あとはこういった臨時会、今日傍聴のかたもみえますけれども、例えば今の時期ですと、コロナウイルス対策で緊急を要するもの、そういった部分で開催されるなら私も理解できるんですけども、1週間前に否決して、また1週間後に臨時会と、この流れがいろいろ説明を聞いていても、私どもにしては理解しにくいんです。この短期間でやるのは。やっぱりそういうことを定例会で、ある議員が提案していましたが、定例会でしっかり議論しましょうよということもありましたので、そういった意見に対して、我々としても、ぜひ委員会付託をやっていただきたい。今回は委員会付託やりましたけれど、こういったことのないように十分説明をしていただきたいと思います。要望しておきます。こういったことがないように。

粟津委員長	その他ございませんか。
	(質疑なし)
粟津委員長	質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のあるかたはご発言願います。
後藤委員	議第４７号工事請負契約の変更についての賛成討論を行いたいと思います。本議案は提出理由、経緯、金額については適切な工事請負契約の変更であると言えます。また、５月１３日に提出された議案でもあります。この間、２０日以上私ども清和会におきましても、担当課に事情を聞くなど調査研究をしてみました。また、今回も総務委員会に付託され審議は十分と考えております。今後、新庁舎建設においても、影響を与えかねない重要な案件であります。いたずらに審議を持ち越すことで新庁舎建設の障害にならないよう、これらの議案に対して賛成をいたします。
粟津委員長	その他、討論のあるかた。
	(討論なし)
粟津委員長	討論を終わります。 採決を行います。議第４７号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
粟津委員長	ご異議なしと認め、議第４７号は原案のとおり可決することに決しました。 以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。これをもちまして総務委員会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。ごくろうさまでございました。
	【散会=午後１時１８分】